

事 務 連 絡
平成 26 年 12 月 3 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

(一社) 全国建設業協会
業務執行理事 中村俊一
(公印省略)

外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン（案）に関する
パブリックコメントの募集について（情報提供）

いつも大変お世話になっております。建設業法施行規則等の一部を改正する省令案に関しては、平成 26 年 9 月 1 日付けで、本会より情報提供させていただいているところです。

国交省では、これを踏まえて、外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン（案）パブリックコメント（提出期限 12 月 11 日）が開始されましたので、情報提供させていただきます。

外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン案に係る
パブリックコメントの募集について

平成 26 年 11 月 28 日
国 土 交 通 省

国土交通省では、別紙のとおり、「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン案」の制定を検討しています。このため、広く国民の皆様から本案に対するご意見を以下の要領で募集致します。

〈意見募集要領〉

○ 意見募集の対象

外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン案（別紙参照）

○ 意見の送付方法

意見提出様式に記入の上、以下のいずれかの方法で送付願います。

各方法とも、「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン案に係る意見」と明記の上、宛先は「国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室パブリックコメント担当」としてください。

1 電子メールの場合

メールアドレス：shijou-pabukome@mlit.go.jp

2 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

3 FAXの場合

FAX番号：03-5253-1555

○ 意見募集の期間

平成 26 年 11 月 28 日（金）～平成 26 年 12 月 11 日（木）必着

○注意事項

※ 頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対して個別の回答は致しかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。

※ ご意見を正確に把握するため、電話によるご意見の受付は対応致しかねますので、あらかじめその旨ご承知おきください。

※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性がありますので、あらかじめその旨ご承知おきください。

【お問い合わせ先】 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室 (03-5253-8111 (内線24855))

(意見提出様式)

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室
パブリックコメント担当 宛

外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン案に係る意見

- 1 氏名
- 2 会社名／部署名
- 3 住所
- 4 電話番号
- 5 電子メールアドレス
- 6 意見
(該当箇所)

(意 見)